

埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業
入札説明書

令和 5 年 5 月 12 日

埼玉県

目 次

1	事業概要	1
①	事業名称	1
②	事業に供される公共施設等の種類	1
③	公共施設等の管理者の名称	1
④	事業目的	1
⑤	本施設の概要	1
⑥	川口市が整備運営する施設との連携	2
⑦	事業方式	2
⑧	事業期間	2
⑨	事業範囲（特定事業の業務内容）	3
⑩	事業者の収入	4
⑪	県の収入	6
⑫	本事業の実施に関して遵守すべき法令等	6
⑬	事業期間終了時の施設性能	6
2	入札参加者に必要な資格に関する事項	7
(1)	入札参加者の資格等	7
①	入札参加者が備えるべき資格	7
②	参加資格の確認等	9
3	入札手続等に関する事項	12
(1)	事業者の募集及び選定方法	12
(2)	募集及び選定スケジュール	12
①	事業者の募集・選定スケジュール	12
(3)	入札の手続等	12
①	入札等担当部局	12
②	入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回）	13
③	入札参加表明書等の提出	13
④	入札参加資格確認結果の通知	13
⑤	入札説明書等に関する質問の受付・回答（第2回）	13
⑥	事業者対話の実施	14
⑦	入札時の提出書類等（提案書）の提出	15
⑧	入札価格の算定方法	15
⑨	予定価格	15
⑩	入札参加に関する留意事項	16
4	審査及び落札者決定に関する事項	18

(1) 審査委員会の設置.....	18
(2) 審査の基準.....	19
(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施.....	19
(4) 落札者の決定.....	19
(5) 審査結果の公表.....	19
5 契約手続等.....	20
① 基本協定の締結.....	20
② 本事業を実施するSPCの設立.....	20
③ 仮契約の締結.....	20
④ 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）.....	20
⑤ 金融機関（融資団）と県の協議.....	20
⑥ 費用の負担.....	20
⑦ 入札保証金.....	20
⑧ 契約保証金.....	21
6 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	22
(1) 基本的な考え方.....	22
(2) 管轄裁判所の指定.....	22
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
(1) 法制上及び税制上の措置.....	23
(2) 財政上及び金融上の支援.....	23
(3) その他の支援に関する事項.....	23
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	24
(1) 指定管理者の指定.....	24
(2) 提案に伴う費用負担.....	24
(3) 情報公開及び情報提供.....	24
(4) 入札説明書等に関する問合せ先.....	24

この入札説明書は、埼玉県（以下「県」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和 4 年 9 月に公表し、令和 4 年 12 月に修正公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見への回答（令和 4 年 12 月 15 日公表）及び事業者対話の実施結果（令和 5 年 2 月 27 日公表）を反映し、一部変更している。したがって、本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加することとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答並びに事業者対話の実施結果に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

1 事業概要

① 事業名称

埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業

② 事業に供される公共施設等の種類

公園施設（水泳プール他）

③ 公共施設等の管理者の名称

埼玉県知事 大野 元裕

④ 事業目的

県は、令和3年度に水泳競技の競技力向上と県民のスポーツ振興を目指し、屋内 50m水泳場（以下「本施設」という。）の整備を推進するための「埼玉県屋内 50m水泳場整備事業基本計画」を策定した。

本施設は、日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内 50m水泳場として、水泳競技の各種大会を開催し、アスリートが自らの能力と技術の限界に挑む機会を提供するとともに、充実したトレーニング、練習会等を行える環境を提供することを想定している。県が上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行うとともに、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援も行うことを想定している。また、年間を通じて天候に左右されず利用できる環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ子供から高齢者まで障害の有無にかかわらず県民誰もが利用しやすい施設となることを想定している。

県は、本事業について、PFI事業として実施することを予定しており、事業期間全体を通して、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

⑤ 本施設の概要

本施設は「屋内 50m水泳場」及び「外構」で構成され、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

なお、県は本事業を実施する事業者を「地方自治法」第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

ア 屋内 50m水泳場

プール施設、管理・共用施設 等

イ 外構

駐車場、駐輪場 等

⑥ 川口市が整備運営する施設との連携

本事業を実施する事業者は、川口市が別途整備運営する北スポーツセンター（公民館を含む。以下同様。）との連携に配慮すること。川口市との連携事項は要求水準書に示すものとする。

ア 北スポーツセンターとの合築

本施設は、川口市が別途整備する北スポーツセンターとエキスパンションジョイントで連結（接合部幅 12m程度）することにより、建物内部での相互移動が可能となるよう計画する。

イ 川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整

本事業を実施する事業者は、県が実施する川口市が別途整備する施設に関する川口市との設計及び施工調整に協力すること。

ウ 北スポーツセンターの運営者との連携

北スポーツセンターの運営及び維持管理は、川口市又は川口市が選定する第三者が実施することを想定している。本施設の運営にあたっては、北スポーツセンターの運営を行う者との間で定期的に情報共有を行い、本施設の利用者が相互利用する際の利便性に配慮すること。

エ 神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携

本事業を実施する事業者は、本施設に隣接して川口市が計画している神根運動場、神根公園及び北スポーツセンターと連携し、地域に愛され多くの県民が訪れるスポーツの拠点として、新たなにぎわいの創出やスポーツ健康づくりを推進すること。

⑦ 事業方式

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、本施設を整備した後、本施設を供用開始できる状態で、県に所有権を移転し、運営・維持管理を行う、B T O（Build Transfer Operate）方式により、本事業を実施する。

⑧ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日～令和 24 年 3 月 31 日とする。

ア 設計・建設期間

事業契約締結の日～令和9年3月31日

事業者は、令和9年3月31日までに、設計図書に定められた工事を完成させ、所定の検査等手続きを完了した上で、県に本施設を引き渡すこと。

イ 開業準備期間

令和9年4月1日～令和9年6月30日

事業者は、本施設の引き渡し後、令和9年6月30日までに、開業準備を完了させること。

ウ 供用開始予定日

令和9年7月1日

エ 運営・維持管理期間

令和9年7月1日～令和24年3月31日（14年9か月）

⑨ 事業範囲（特定事業の業務内容）

本事業の範囲は次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 本施設の整備（設計、建設）業務

- (ア) 設計業務
 - a. 基本業務
 - b. 設計業務

- (イ) 建設業務及び工事監理業務
 - a. 基本業務
 - b. 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
 - c. 工事監理業務
 - d. 器具・備品等調達設置業務
 - e. 本施設の引渡し及び所有権移転に係る業務

- (ウ) 開業準備業務
 - a. 基本業務
 - b. 事前広報、利用者受付業務
 - c. 開館式典及び内覧会等実施業務
 - d. 開業準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
 - e. プール公認取得業務

イ 運営・維持管理業務

- (ア) 運営業務
 - a. 基本業務
 - b. 大会開催等支援業務
 - c. スポーツ教室等実施業務
 - d. トレーニング指導実施支援業務
 - e. 競技力向上事業実施支援業務
 - f. 利用者受付業務
 - g. プール監視・水質等衛生管理業務
 - h. 広報・情報発信業務
 - i. プール公認更新業務
 - j. 駐車場・駐輪場運営業務
 - k. 周辺機関、関係団体等連携業務
 - l. 物販コーナー等運営業務
 - m. 自由提案事業

- (イ) 維持管理業務
 - a. 基本業務
 - b. 建築物保守管理業務
 - c. 建築設備保守管理業務
 - d. 器具・備品等保守管理業務
 - e. 外構等保守管理業務
 - f. 清掃業務
 - g. 警備業務
 - h. 修繕・更新業務
 - i. 植栽管理業務
 - j. 環境衛生管理業務

⑩ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 県が支払うサービス購入料

県は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者から提供されるサービスの対価として、サービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

(ア) 整備業務の対価

本施設の整備（設計、建設）業務に要する費用（開業準備業務の対価を除く。）について、事

業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を一括払い及び割賦払いにより事業者を支払う。

(イ) 開業準備業務の対価

本施設の整備業務に要する費用のうち、開業準備業務に要する費用について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を事業者を支払う。

(ウ) 運営・維持管理業務の対価

本施設の運営・維持管理業務に要する費用（光熱水費及び修繕・更新業務の対価を除く。）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

(エ) 運営・維持管理業務に要する光熱水費

本施設の運営・維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する費用について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

(オ) 修繕・更新業務の対価

本施設の運営・維持管理業務に要する費用のうち、修繕・更新業務に要する費用（運営・維持管理期間の長期修繕計画に基づく修繕・更新費用）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入（運営・維持管理期間）

運営・維持管理期間において事業者が利用者から直接徴収する利用料金である。

※利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、選定事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定めることを想定している。

(イ) 受講料・物販等収入

要求水準書に基づいて開催されるスポーツ教室や物販コーナー等運営業務等により得られる収入である。

(ウ) 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である。

ウ その他収入

(ア) 事業者が、本事業の目的に適合する範囲で県の事前の承諾を得て実施する業務により得

られる広告収入等の収入である。

⑪ 県の収入

本事業における県の収入は次のとおりである。

ア ネーミングライツによる収入

県は、本施設にネーミングライツを導入する予定である。

ネーミングライツにより命名権者が支払う命名権料は県の収入とする。

⑫ 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、要綱、基準等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令等は要求水準書に示すものとする。

⑬ 事業期間終了時の施設性能

県は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能及び機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継ぐこと。ただし、性能、機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の資格等

① 入札参加者が備えるべき資格

ア 入札参加者の構成等

- (ア) 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運営業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）及び本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むこと。
- (イ) 同一の者（その者の子会社又は親会社を含む。）が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者が兼ねてはならない。
※「子会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいい、「親会社」とは、同条第 4 号に規定する親会社をいう。
- (ウ) 入札参加者のうち、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPC に出資をせず、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」、SPC に出資を予定するが SPC から直接業務を受託しない又は請け負わない企業を「その他企業」として位置づけ、参加表明書等提出時に構成員、協力企業又はその他企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- (エ) 入札参加者は、参加表明書等提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員、協力企業及びその他企業は、いずれも次に掲げる参加資格要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当しない者であること。
- (イ) 「PFI 法」第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (ウ) 会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (オ) 電子交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (カ) 直近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (キ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (ク) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (ケ) 本事業において、アドバイザー業務に関与した株式会社三菱総合研究所、株式会社ランド、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面で関係のある者が参加していないこと。
 ※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- (コ) 本事業に係る他の入札参加者の構成員、協力企業又はその他企業でないこと。
- (サ) 審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面で関係のある者でないこと。
- (シ) 公益財団法人埼玉県スポーツ協会又は一般社団法人埼玉県水泳連盟でないこと。

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。また、各業務に当たる者は、それぞれ次のアからエまでに掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- (ア) 設計又は工事監理に当たる者
 - a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b. 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録されている者であること。
 - c. 平成15年4月1日以降に完了したもので、次に掲げるいずれかの新築又は改築の実施設計実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、本実績は、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。
 - (a) 25m以上の屋内公認プール施設の実施設計実績
 - (b) 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の実施設計実績
- (イ) 建設に当たる者
 - a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有している

こと。

- b. 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者であること。
- c. 参加表明書等の提出締切日において、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,200点以上である者を必ず含むこと。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいこととする。
- d. 平成15年4月1日以降に元請として完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの新築又は改築の施工実績を有していること。なお、この実績は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
 - (a) 25m以上の屋内公認プール施設の建築工事の施工実績
 - (b) 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の建築工事の施工実績
- (ウ) 運営に当たる者
 - a. 平成20年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること。なお、この実績は、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。
- (エ) 維持管理に当たる者
 - a. 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
 - b. 平成20年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。なお、この実績は、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

② 参加資格の確認等

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。
- (イ) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員、協力企業及びその他企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「2-(1)-①-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
 - a. 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業又はその他企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、補充する構成員、協力企業又はその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。

- b. 構成員、協力企業又はその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業を除く構成員、協力企業及びその他企業ですべての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。
- (ウ) 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員、協力企業又はその他企業のいずれかが、「2-(1)-①-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
 - a. 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業又はその他企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業又はその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。
 - b. 構成員、協力企業又はその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業を除く構成員、協力企業及びその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。
- (エ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結までの間、落札者の構成員、協力企業又はその他企業のいずれかが、「2-(1)-①-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、県は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
 - a. 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業又はその他企業を補充し、県が参加資格等を確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業又はその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格を欠いた日とする。
 - b. 構成員、協力企業又はその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業を除く構成員、協力企業及びその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。
- (オ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員、協力企業又はその他企業のいずれかが、「2-(1)-①-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表

企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a. 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業又はその他企業を補充し、県が参加資格等を確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業又はその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業又はその他企業が参加資格を欠いた日とする。
- b. 構成員、協力企業又はその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業又はその他企業を除く構成員、協力企業及びその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

3 入札手続等に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行う。また、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続きは「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

(2) 募集及び選定スケジュール

① 事業者の募集・選定スケジュール

募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

令和5年5月12日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和5年5月22日～5月24日	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和5年6月9日	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）
令和5年6月9日～6月19日	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
令和5年6月26日	参加資格確認結果通知
令和5年6月30日～7月4日	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和5年7月21日	入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）
令和5年7月26日～7月31日	事業者対話の受付
令和5年8月10日	事業者対話の実施
令和5年8月29日	事業者対話の結果公表・個別通知
令和5年9月19日～9月29日	入札提出書類（提案書）の受付
令和5年11月	落札者の決定・公表
令和5年11月	基本協定の締結
令和6年1月上旬	仮契約の締結
令和6年3月	事業契約の締結

(3) 入札の手続等

① 入札等担当部局

埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話：048-830-6951 FAX：048-830-4967

E-mail：a6940-06@pref.saitama.lg.jp

埼玉県県民生活部スポーツ振興課 ホームページ：

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/50m_pool/50m_pool.html

② 入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回）

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和5年5月22日（月）から5月24日（水）午後5時まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（第1回）」（様式1-1）に必要な事項を記入の上、電子メールで提出すること。電子メールの件名欄に必ず、「【埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業】入札説明書等に関する質問書（第1回）」と記入すること。

ウ 提出先

①のとおり。

エ 回答方法

令和5年6月9日（金）までに県ホームページで公表する予定である。ただし、事業者の提案、ノウハウ等に関わり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

③ 入札参加表明書等の提出

本事業への応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和5年6月9日（金）から6月19日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 提出方法

様式集「2 入札参加表明時の提出書類」の各提出書類を作成の上、持参又は郵送（書留郵便など配達記録ができるものに限るものとし、提出期間内に必着すること。以下同じ。）により提出するものとする。

ウ 提出先

①のとおり。

④ 入札参加資格確認結果の通知

資格確認審査の結果（以下「資格確認結果通知」という。）は、応募者グループの代表企業に対して、郵送（令和5年6月26日（月）発送予定）により通知する。

なお、入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した応募者グループは、当該通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に、書面により入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

⑤ 入札説明書等に関する質問の受付・回答（第2回）

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和5年6月30日（金）から7月4日（火）午後5時まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（第2回）」（様式1-2）に記入の上、電子メールで提出すること。電子メールの件名欄に必ず、「【埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業】入札説明書等に関する質問書（第2回）」と記入すること。

なお、提出は代表企業が取りまとめて行うこと。

ウ 提出先

①のとおり。

エ 回答方法

令和5年7月21日（金）までに県ホームページで公表する予定である。ただし、応募者グループの提案、ノウハウ等に関わり、応募者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

⑥ 事業者対話の実施

応募者グループとの十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨等について理解を深め、県の意図と応募者グループの提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、対面方式による事業者対話の場を設ける。

事業者対話の内容については、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加資格者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する予定である。

ア 対話参加者

入札参加資格審査を通過した応募者グループで対話を希望するグループ

イ 対話実施日

令和5年8月10日（木）

ウ 申込期間

令和5年7月26日（水）から7月31日（月）午後5時まで

エ 申込方法

「事業者対話参加申込書」（様式1-3）に記入の上、電子メールで提出すること。電子メールの件名欄に必ず、「【埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業】事業者対話参加申込書」と記入すること。

なお、提出は代表企業が取りまとめて行うこと。

オ 実施方法の通知

事業者対話の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあった入札参加者の代表企業に通知する。なお、その場合に上記アに示した対話参加者が全員参加できないことは差し支えない。

ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

カ 事業者対話の結果公表・個別通知

事業者対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、県ホームページで公表する。ただし、応募者グループの提案、ノウハウ等に関わり、応募者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、当該応募者グループの代表企業に対して個別に通知する。

⑦ 入札時の提出書類等（提案書）の提出

3(3)④により入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募者グループは、様式集「3 入札時の提出書類」の各提出書類（以下「入札書類」という。）を作成の上、提出すること。なお、アの提出日時に入札書類を提出しない場合は、入札に参加できない。

ア 提出日時

令和5年9月19日（火）から9月29日（金）午後4時まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 提出先

①のとおり。

ウ 入札書類の作成方法等

「様式集」に示すとおり。

エ 入札書の提出方法

「入札書」（様式 3-2-1）及び「入札価格内訳書」（様式 3-2-2）を任意の封筒に封入し、「紙入札参加申出書」（様式 2-9）とあわせて持参又は郵送により提出すること。

オ 開札日時

令和5年9月29日（金）午後4時30分

カ 開札場所

本庁舎県民生活部会議室（予定）

キ 開札方法

開札は、代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

⑧ 入札価格の算定方法

県が支払うサービス購入料の合計を入札価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）とすること。なお、入札価格の算定方法等については「事業契約書（案）」を参照すること。

⑨ 予定価格

本事業の予定価格は、以下のとおりである。

19,152,890,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

なお、消費税及び地方消費税の額を加えた額は、21,047,820,000円を超えないこと。

⑩ 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

応募者グループは、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- (ア) 入札に当たって、応募者グループは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (イ) 入札に当たって、応募者グループは競争を制限する目的で他の応募者グループと入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- (ウ) 応募者グループは、落札者の決定前に他の応募者グループに対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- (エ) 応募者グループやそれと同一と判断される企業等が、本事業に関して、審査委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて応募者グループの負担とする。

ウ 入札のとりやめ等

応募者グループが連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者グループを入札に参加させない、又は入札の執行を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

エ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募者グループが、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「入札辞退届」（様式2-10）を担当部局まで提出すること。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- (ア) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (イ) 入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (ウ) 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (エ) 入札価格内訳書を提出しない者又は入札価格内訳書に不備がある者のした入札

カ 入札書類の取扱い

- (ア) 著作権

提案書の著作権は、応募者グループに帰属する。ただし、県は、本事業の公表及びその他

県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者グループが負うものとする。

(ウ) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

キ 苦情の申立て

応募者グループは、埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成7年12月28日告示第1786号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、埼玉県政府調達苦情検討委員会からの要請又は提案により、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。

4 審査及び落札者決定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

落札者の選定に当たり学識経験者等で構成される審査委員会を設置する。

審査の公平性を確保するため、本事業の内容に関して委員に対する接触を禁止する。

区分	氏名	所属・役職等
スポーツ全般	有川 秀之	・埼玉大学教育学部教授
PFI	安登 利幸	・元亜細亜大学都市創造学部教授
建築・街づくり	内田 奈芳美	・埼玉大学大学院人文社会科学部研究科教授
健康づくり	大久保 菜穂子	・順天堂大学スポーツ健康科学部先任准教授
スポーツ全般	久保 潤二郎	・平成国際大学スポーツ健康学部教授
地元市	栗原 明宏	・川口市副市長
障害者・パラスポーツ	小西 暢子	・元東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
県	島田 繁	・埼玉県県民生活部長
財務	長岡 千晶	・公認会計士
水泳競技者	星 奈津美	・2012年ロンドンオリンピック及び2016年リオデジャネイロオリンピックメダリスト

(2) 審査の基準

審査の基準については、別添の落札者決定基準を参照すること。

(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施

提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために県又は審査委員会が必要と判断した場合、応募者グループに対し、ヒアリング等を実施する。

具体的な実施方法及び日時等は、応募者グループの代表企業に別途通知する。

(4) 落札者の決定

審査委員会は、予定価格の範囲内で定性評価値及び価格評価値の合計値である総合評価値が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

県は、当該最優秀提案者の選定結果を踏まえて落札者を決定する。

(5) 審査結果の公表

県は、落札者決定後速やかに落札者の決定について公表する。

5 契約手続等

① 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

② 本事業を実施するSPCの設立

事業予定者は基本協定に従い、仮契約の締結前までに、「会社法」に定める株式会社として本事業を実施するSPCを設立し、県はSPCと事業契約（仮契約）を締結する。

なお、SPCの法人登記上の本店の所在地は埼玉県とすること。また、事業予定者の構成員によるSPCへの出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

③ 仮契約の締結

県は、基本協定に基づき事業予定者が設立した本事業を実施するSPCと仮契約を締結する。

④ 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

⑤ 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、SPCに資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を原則締結する。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有するSPCに対する債権回収・保全の状態及びSPCの財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に、県が金融機関等の融資団に通知する義務

⑥ 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業予定者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業予定者の負担とする。

⑦ 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

⑧ 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。

6 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は、誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約等に定める具体的措置によることとする。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約等に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の支援に関する事項

国等の財政支援措置及び地方債等を活用することを想定している。事業者は、県の申請手続き等に協力することとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 指定管理者の指定

県は、開業準備業務開始までに、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定である。

(2) 提案に伴う費用負担

入札に関し必要な費用については、全て応募者グループの負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

(4) 入札説明書等に関する問合せ先

埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

電話：048-830-6951 FAX：048-830-4967

E-mail：a6940-06@pref.saitama.lg.jp

埼玉県県民生活部スポーツ振興課 ホームページ：

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/50m_pool/50m_pool.html